調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	［略］	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］
［略］		

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
［項を削る。］	
［略］	
ジャム類	［項を削る。］
	1・2　［略］
	［項を削る。］
［略］	

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	［同上］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　食肉の名称は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　「骨付」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 三　固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並びにそれらの加工品の重量の割合は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
［同上］		

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
農産物缶詰及び農産物瓶詰	1　「天然」又は「自然」の用語
	2　「純正」その他純粋であることを示す用語
［同上］	
ジャム類	1　［特級］の用語と紛らわしい用語
	2・3　［同上］
	4　果実等を多く含有している旨を示す用語
［同上］	